



区画整理だより



発行:仙台市 都市整備局 市街地整備部 蒲生北部整備課

令和3年10月19日

<https://www.city.sendai.jp/gamo-kikaku/kurashi/machi/kaihatsu/tochikukaku/gamohokubu.html>

ご挨拶

日頃より、蒲生北部整備事業にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

また、お陰様を持ちまして、事業の実質的な完了となります「換地処分の公告」を9月30日に終えることができましたこと、心より感謝申し上げます。

さて、「換地処分の公告」後においても、区画整理登記や、清算金の徴収・交付など重要な手続きを進めていくことから、今後の手続きやスケジュールなどについては、『区画整理だより』などにより、皆様にお伝えしてまいりますので、引き続き、ご理解とご協力をいただきますお願い申し上げます。

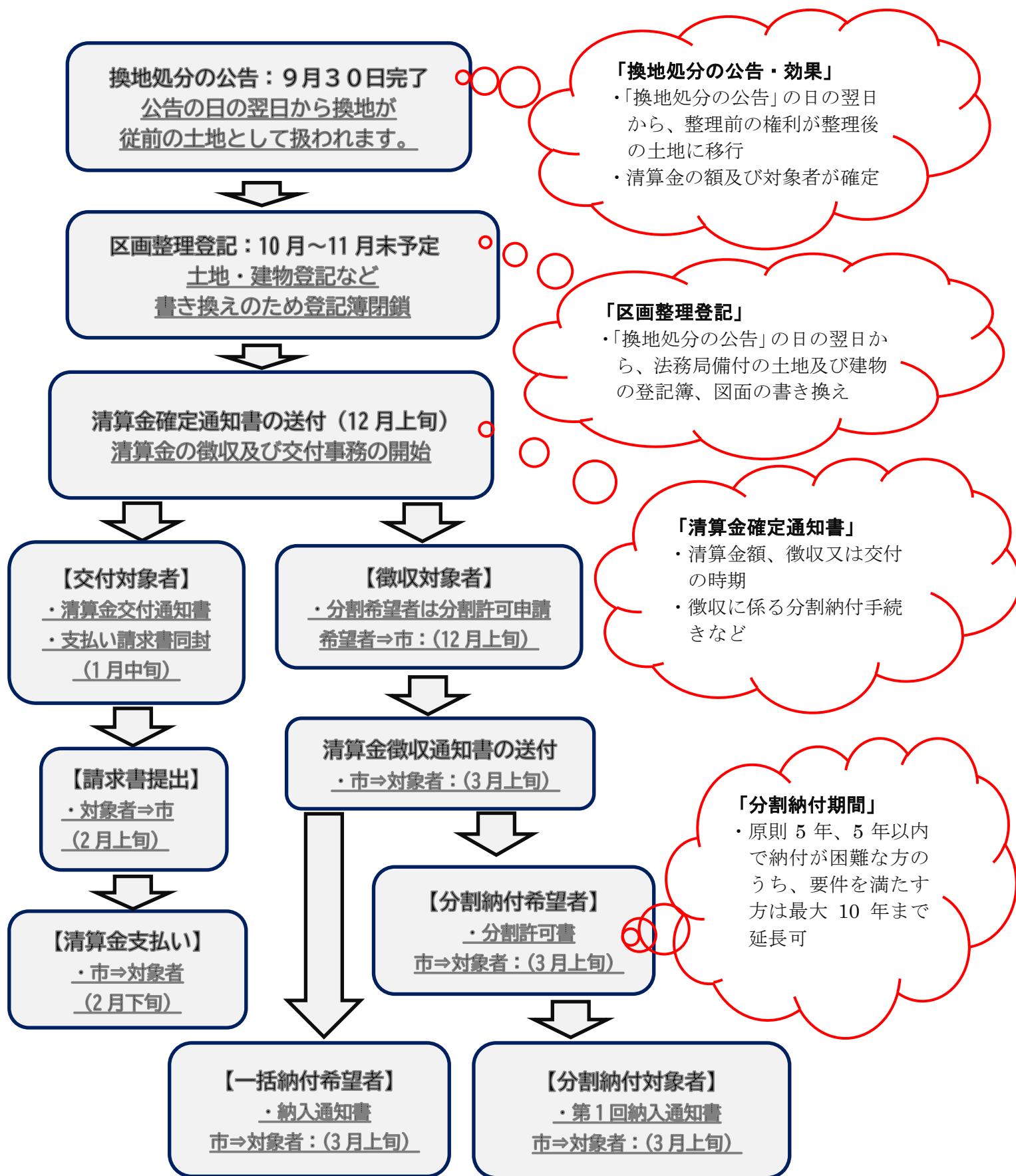
今回の「区画整理だより」は以下の内容について、お知らせいたします。

- ◆ 「換地処分の公告」について **【報告】**
- ◆ 「換地処分公告後の手続き【換地】」について **【重要】**
- ◆ 「区画整理登記」について **【重要・再掲載】**
- ◆ 「清算金確定通知書の送付」等について **【重要・新規】**
- ◆ これまでに保留地を購入された皆様へ **【重要・新規】**
 - ・保留地の精算金の徴収について
 - ・保留地の所有権移転登記について
- ◆ 「換地処分の公告に伴い申請や届出が不要となる書類」について **【新規】**

- ◆ 「換地処分の公告」について **【報告】**
 - ・「換地処分の公告」を9月30日に終え、この手続きにより、皆様の「換地」が「従前の土地」として扱われるとともに、清算金の額と対象者が確定いたしました。
 - ・また、「換地処分の公告の日」の翌日（10月1日）から、法務局において、区画整理登記のため、土地及び建物の登記簿が閉鎖となりました。

◆ 「換地処分公告後の手続き【換地】について【重要】

- ・換地処分公告後の手続きは、以下のとおりとなります。詳しくは、別途書類等を事前にお送りしますので、ご確認願います。（書類送付時期：12月上旬）



◆ 「区画整理登記」について【重要・再掲載】

- ・換地処分の公告の日の翌日（10月1日）から換地計画に基づき法務局に登記されている土地登記簿、建物登記簿、図面の書き替えを行っています。具体的には、土地及び建物の登記簿の表題部（所在、地番、地目、地積、家屋番号）や、法務局備付地図（公図）を換地の位置、形状に合わせて書き替えることとなります。
- ・この作業に際して、書き替える土地等の登記簿が閉鎖（閉鎖期間：10月1日～11月30日予定）されるため、売買や相続などによる移転登記申請、新たな抵当権設定及び抹消登記申請、土地の分筆及び合筆登記申請等が行えませんので、ご注意願います。

◆ 「清算金確定通知書の送付」等について【重要・新規】

○清算金確定通知書の送付について

- ・換地処分の公告により、清算金の額及び対象者が確定しましたので、今後は、清算金の徴収又は交付の手続きを進めることとなります。
- ・清算金の徴収又は交付の対象者は、換地処分の公告の日（9月30日）の「関係権利者（宅地の所有者、借地権者）」となります。
- ・この手続きは、12月上旬に下記の書類を関係権利者の方々にお送りしますので、詳しくは送付書類をご確認願います。

【清算金確定通知書等 12月上旬にお送りする書類】

1. 清算金確定通知書及び清算金内訳書
2. 清算金の徴収・交付手続きについて（手引き書）
3. 徴収清算金の分割納付許可申請手続きのご案内（徴収対象者のみ）
4. 個人番号（マイナンバー）等の提供のお願い（交付対象者のみ）
5. 公共事業用資産の買取り等証明書の発行（交付対象者のみ）

○交付清算金の供託について

- ・清算金が交付となる土地に抵当権等が設定されている場合は、原則、その清算金は法務局に供託（預ける）することになりますが、債権者から供託不要の申し出があった場合は、土地の所有者等の皆様にお支払いすることとなります。
- ・なお、債権者に対する供託についての意向確認は、施行者（仙台市）が行います。

○徴収清算金に係る「債務引受」及び交付清算金に係る「債権譲渡」について

- ・清算金の対象者（換地処分公告時点）以外の方が、清算金を納付（支払い）する場合は「債務引受（徴収）」の手続きが必要となり、清算金を受取る場合は「債権譲渡（交付）」の手続きが必要となります。
- ・清算金の対象者以外の方が、納付又は受取る場合とは、一つの例として、土地の売買において、売買契約書等により当該清算金について取り決め（土地の売主が負担する旨の特約を付している。）などが想定されます。
- ・また、相続により、債務又は債権を継承した場合においても、同様の手続きが必要となります。

○交付清算金に係る税金などについて

- ・交付される清算金（徴収及び交付双方があるときは、相殺前の交付額が対象）は、所得とみなされるため課税の対象となります。但し、租税特別措置法に基づく特例を受けられる場合があります。
- ・特例の内容や手続きなどについては、12月上旬に送付する「清算金確定通知書」と一緒にお送りする「清算金徴収・交付手続きについて【手引書】」にて、お知らせします。

○その他清算金手続きについて

- ・今回の「区画整理だより」において、お知らせした項目は、清算金の手続きのなかでも重要な項目を掲載していますが、各土地の状況により、手続きが異なる場合があります。
- ・つきましては、令和3年2月に「個別説明会のご案内」に際し、お送りした「換地計画・換地処分について【手引き編】」や、12月上旬にお送りする予定の上記の「【手引書】」をご確認願います。
- ・なお、ご不明な点がございましたら、蒲生北部整備課までお問い合わせ下さいますようお願いします。

◆これまでに保留地を購入された皆様へ **【重要・新規】**

○保留地の精算金について

- ・保留地売買契約締結時において、売買地積は出来形確認測量前の地積により売買しており、「換地処分の公告」に伴い地積が確定したことから、保留地売買契約書第2条（売買代金）の規定により、地積に増減が生じた場合は、売買価格として精算することとなっています。
- ・精算については、別途「保留地売買代金精算金確定通知」をお送りしますので、納付していただきますようお願いします。
- ・なお、この通知書において、保留地の新町名地番も併せてお知らせします。

○保留地の所有権移転登記について

- ・現在、換地処分の公告に伴う区画整理登記（保存登記）を進めており、当該登記完了後（11月末予定）において、所有権移転登記を行うこととなります。
- ・所有権移転登記については、保留地売買契約書第6条（所有権移転登記）の規定により、売渡人である仙台市が登記手続きを行い、登記に係る費用については、買受人の方に負担していただくこととなっていますので、ご理解願います。
- ・なお、所有権移転登記手続きについては、施行者（仙台市）が委託する司法書士（一般社団法人宮城県公共嘱託登記司法書士協会会員）が行うこととなりますので、別途お知らせします。

◆ 「換地処分の公告に伴い申請や届出が不要となる書類」について 【新規】

- これまで必要としていた下記の申請、届出については、換地処分の公告に伴い不要となりましたのでお知らせします。

＜申請、届出が不要となった書類＞

相続届出書、所有権移転届出書、住所氏名変更届出書、代表者選任通知、
借地権申告書、借地権以外の権利の申告書、権利変動届出書、
土地区画整理法第76条許可申請書

仙台市都市整備局 市街地整備部 蒲生北部整備課
住所：〒980-8671 仙台市青葉区二日町1番23号
二日町第四仮庁舎（アーバンネット勾当台ビル）3階
TEL:022-214-8031 FAX:022-214-1006 Email:fko002250@city.sendai.jp

